

## 徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の改正について

### 1 改正の趣旨

「小規模企業者（※）」を取り巻く環境変化が進む中、「小規模企業者」の地域経済の安定化に果たす役割の重要性や、「成長発展」に加え「事業の持続的発展」の必要性を受け、平成25年に「中小企業基本法」が改正され、平成26年には「小規模企業振興基本法」が制定された。

本県においても、「小規模企業者」が地域経済に果たす役割は大きく、その支援が必要不可欠であることから、「小規模企業者」に一層の焦点を当てた施策推進のため、条例の見直しを行う。

（※）小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の事業者をいう。

### 2 改正の方向性

地域経済に好循環を浸透させ、強靱で自律的な経済を構築するため、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく迅速に対応できる「小規模企業者」の振興を図る。

#### （1）定義に「小規模企業者」を位置づけ

現条例で定義されている「頑張る中小企業者」に加え、明確に「小規模企業者」の定義を位置づける。

#### （2）「小規模企業者」の発展について「基本方針」に位置づけ

「小規模企業者」の「成長発展」と「事業の持続的発展」を「基本方針」に位置づける。

#### （3）「小規模企業者」の施策推進を追加

「小規模企業者」の重要性を認識し、「創業・起業」「事業承継」「人材育成・確保」「観光振興」の視点による施策推進について新設する。

### 3 今後の予定

平成28年7月

平成28年9月

パブリックコメントの実施

県議会に条例案を提出